

掛川市条例第15号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前		改 正 後
<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ</u> <u>コロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年</u> <u>1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対</u> <u>して、人に伝染する能力を有することが新たに</u> <u>報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u> <u>以下同じ。）により生じた事態に対処するための</u> <u>感染症予防等業務における第5条及び別表の規</u> <u>定の適用については、次の表の左欄に掲げる規</u> <u>定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に</u> <u>掲げる字句とする。</u></p>		<p>附 則</p> <p>1・2（略）</p>
<p>第5条</p>	<p><u>(2) 保健師</u> <u>又は看護</u> <u>師が家庭</u> <u>訪問又は</u> <u>保健指導</u> <u>に係る業</u> <u>務のう</u> <u>ち、感染</u> <u>症に感染</u> <u>するおそ</u> <u>れがある</u> <u>検体、注</u> <u>射針等に</u> <u>触れる機</u> <u>会のある</u></p>	<p><u>(2) 保健師又は看護師が</u> <u>家庭訪問又は保健指導</u> <u>に係る業務のうち、感</u> <u>染症に感染するおそれ</u> <u>がある検体、注射針等</u> <u>に触れる機会のあるも</u> <u>のに従事したとき。</u> <u>(3) 職員が新型コロナウ</u> <u>イルス感染症から市民</u> <u>等の生命及び健康を保</u> <u>護するために緊急に行</u> <u>われた措置に係る業務</u> <u>のうち、市長が別に定</u> <u>めるものに従事したと</u> <u>き。</u></p>

	ものに従事したとき。		
別表感	1日につき	第5条第	1日につき300
染症予	300円	1号又は	円
防等業		第2号の	
務に係		業務	
る特殊		第5条第	1日につき
勤務手		3号の業	3,000円（新型
当の項		務	コロナウイル
			ス感染症の患
			者若しくはそ
			の疑いのある
			者の身体に接
			触し、又はこ
			れらの者に長
			時間にわたり
			接して行う業
			務に従事した
			場合にあつて
			は、4,000円)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

